

令和4年度 赤穂市立坂越中学校 部活動について（実施要項抜粋）

1 設置部

- ① 野球部 ②ソフトテニス部 ③陸上部 ④バレー部 ⑤剣道部 ⑥水泳部 ⑦和太鼓部

2 活動日・活動時間と活動条件

- ① 開始時刻 終学活終了後～
- ② 終了時刻 平日の時間は以下の通りとする
- | | | | |
|---|--------|----------|-------|
| A | 3月～9月 | ・・・・・・・・ | 18:00 |
| B | 10月 | ・・・・・・・・ | 17:30 |
| C | 2月 | ・・・・・・・・ | 17:15 |
| D | 11月～1月 | ・・・・・・・・ | 17:00 |

※公式試合などで上記時間を30分延長する場合は、事前に生徒及び保護者に予定を連絡しておくこと。

③ ノー部活デー

- ・健康状態を考えて、部活動ごとに休養を取る。学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は火曜日をノー部活デーと設定する。土曜及び日曜は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜、日曜に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

④ 熱中症対策

- ・活動場所の気温、湿度、暑さ指数の状況を確認するとともに、生徒の健康観察を行う。
- ・屋内、屋外ともに、休憩や水分・塩分補給の時間を設けるなど配慮する。また、活動の内容、時間、場所について十分配慮する。(気温35℃以上、暑さ指数31℃以上の場合は、活動を行わない)

⑤ 始業前の活動（朝練習）

- ・顧問参加の上での活動が認められる。
- ・登校は7:15～とし、活動時間は、7:20～7:55とする。
- ・授業、学級活動、委員会活動など学校生活に支障をきたす生徒が出ないように練習内容など配慮する。

⑥ 長期休業中の活動

- ・詳細は、休業前の別紙プリント（生活設計）で知らせる。

※各部ごとに休養日を設ける。

⑦ 定期考査前と考査中の活動

- ・定期考査5日前から、終了日の前日までの活動は停止する。
- ・大会などと重なっている場合は事前に協議する。

⑧ 公式大会・競技会・記録会・コンクール前の延長活動

- ・上記の2週間前から、顧問参加の上で30分の延長活動を認める。

⑨ 活動時間

- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。